

各 { 都 道 府 県 知 事
指定 都市 市長 殿
児童相談所設置 市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」
及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備
に関する省令」の施行について

平成24年4月1日から、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号。以下「改正法」という。）が施行されることに伴い、「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」（平成23年政令第396号。以下「改正政令」という。）については、平成23年12月16日に別添1のとおり公布された。

また、「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」（平成23年厚生労働省令第157号。以下「改正省令」という。）については、平成23年12月28日に別添2のとおり公布された。

ついては、改正の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その運用に遺漏なきを期されるとともに、児童相談所等の関係機関、管内市町村及び関係団体等に対する周知を図られたく通知する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

記

第1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の一部改正（改正政令第1条及び第2条関係）

1 大都市に関する特例

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正により、以下の事務が都道府県の事務として追加されることに伴い、これらの事務を指定都市及び児童相談所設置市の処理する事務として追加する。なお、これらの事務については、中核市の事務としては追加しないこととする。

- ・ 児童相談所長又は都道府県知事が行う一時保護の継続等に関する児童福祉審議会への意見の聴取
 - ・ 児童相談所長が一時保護中の児童又は里親等委託中の児童等について行う縁組の承諾に対する都道府県知事の許可
- また、指定都市及び児童相談所設置市の児童福祉審議会の権限に一時保護の継続等に関する意見に係る権限を加えることとする。

2 その他

その他所要の規定の整備を行う。

第2 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正（改正省令第2条関係）

1 保護者が法人である場合等の保育所の入所申込

改正法により、未成年後見人に法人を選任することが可能となったことに伴い、当該法人が保護者となる場合については、市町村に提出する保育所入所申込書への記載事項として、当該法人の名称等を記載することとし、申込書の提

出先は、児童の居住地の市町村とする。

なお、改正後の民法第840条第2項の規定により、未成年後見人が複数選任され、児童の保護者が複数となる場合の保育所入所申込書への記載については、複数の保護者のうち、いずれかの記載で足りることとし、保護者に交付する書類についても同様とする。

2 養育者の権限濫用禁止規定に係る対象者の追加

小規模住居型児童養育事業における養育者が、監護・教育・懲戒に関し、必要な措置をとる権限を行使できる対象に、18歳に達した後も延長して委託措置を受けている者が加えられたことに伴い、養育者の権限濫用の禁止規定の対象に当該者を加えることとする。

3 一時保護中の児童等の縁組承諾の許可

一時保護中の児童、里親等委託中の児童等について児童相談所長が親権を代行することになったことに伴い、当該児童等についても、縁組の承諾をするには、児童相談所長が縁組を適当とする理由等を具し、承諾の許可を都道府県知事に申請することとする。

4 その他

その他所要の規定の整備を行う。

第3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正（改正省令第3条関係）

児童福祉施設の長が、監護・教育・懲戒に関し、必要な措置をとる権限を行使できる対象に、18歳に達した後も延長して入所措置を受けている者が加えられたことに伴い、施設長の権限濫用の禁止規定の対象に当該者を加えることとする。

注)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」については、下記省令による「児童福祉施設最低基準」の改正後の題名で記載している。

- ・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号）

第4 里親が行う養育に関する最低基準（平成14年厚生労働省令第116号）の一部改正（改正省令第9条関係）

里親が、監護・教育・懲戒に関し、必要な措置をとる権限を行使できる対象に、18歳に達した後も延長して委託措置を受けている者が加えられたことに伴い、里親の権限濫用の禁止規定の対象に当該者を加えることとする。

第5 児童虐待の防止等に関する法律施行規則（平成20年厚生労働省令第30号）の一部改正（改正省令第10条関係）

児童の保護者に対して出頭要求、再出頭要求、面会・通信の制限、接近禁止命令の発令（又はその取消し）を告知する書面（接近禁止命令の場合は命令書）への記載事項として、その保護者が法人である場合には、その法人の名称等を記載することとする。

第6 施行期日（改正政令附則及び改正省令附則関係）

改正政令及び改正省令は、平成24年4月1日から施行するものとする。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十三年十二月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第三百九十六号

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項、公書紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第二十六条第一項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三十七条第二項、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第四十九条第三項、自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第五條第一項、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第七條第一項及び第百二十二條第六項並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第六條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第四十五条の三第六項中「第二十七条第六項」の下に、「第三十三条第五項」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
第七十条の五第一項第二号中「第三十三条の二」を「第三十三条の二の二」に改める。
第七十四条の二十六第五項中「第二十七条第六項」の下に、「第三十三条第五項」を加える。
第七十四条の四十九の二第一項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 児童福祉法第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項並びに第四十七条第一項及び第二項の規定による縁組の承諾の許可に関する事務

第七十四条の四十九の二第三項中「第二十七条第六項」の下に、「第三十三条第五項」を加える。

（公害紛争処理法施行令の一部改正）

第三条 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号へ中「法定代理人」の下に「法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。」を加える。

（特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正）

第五条 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号へ中「法定代理人」の下に「法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。」を加える。

（自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第六条 自動車運転代行行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号二中「書類」の下に「（法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人に係る次号イからホまでに定める書類）」を加える。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号口中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ト中「法定代理人」の下に「法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。次条第二号八において同じ。」を加える。

(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正)

第八条 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中、「児童福祉法」を、「法人である未成年後見人及び児童福祉法」に、「第三十三條の八第二項」を、「第三十三條の二第一項、第三十三條の八第二項又は第四十七條第二項」に改め、同条第三項第一号中、「二人」を、「二人以上」に改める。

附 則

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日)から施行する。

内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫

文部科学大臣 中川 正春

厚生労働大臣 小宮山洋子

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 細野 豪志

環境大臣 細野 豪志

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文

一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）
（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第四十五条の三（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。</p> <p>⑦～⑨（略）</p>	<p>第四十五条の三（略）</p> <p>②～⑤（略）</p> <p>⑥ 第一項及び第二項の場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関は、法第八条第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第四項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を都道府県児童福祉審議会とみなして、法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。</p> <p>⑦～⑨（略）</p>

改正案	現行
<p>（占有動産）</p> <p>第七十条の五 地方自治法第二百三十九条第五項に規定する政令で定める動産は、次の各号に掲げる動産とする。</p> <p>一 普通地方公共団体が寄託を受けた動産</p> <p>二 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項若しくは第十三条第一項若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二若しくは第三十三条の三の規定により保管する動産又は生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第七十六条第一項に規定する遺留動産</p> <p>2 （略）</p> <p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第七十四条の二十六 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十</p>	<p>（占有動産）</p> <p>第七十条の五 地方自治法第二百三十九条第五項に規定する政令で定める動産は、次の各号に掲げる動産とする。</p> <p>一 普通地方公共団体が寄託を受けた動産</p> <p>二 遺失物法（平成十八年法律第七十三号）第四条第一項若しくは第十三条第一項若しくは児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の二若しくは第三十三条の三の規定により保管する動産又は生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第七十六条第一項に規定する遺留動産</p> <p>2 （略）</p> <p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第七十四条の二十六 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第一項の場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会は、児童福祉法第八条第七項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項及び第五</p>

六条第四項及び第五十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

658 (略)

(児童福祉に関する事務)

第七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。)が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

1510 (略)

11 児童福祉法第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項並びに第四十七条第一項及び第二項の規定による縁組の承諾の許可に関する事務

12518

十九条第五項の規定による権限を有するものとする。この場合においては、第三項に規定する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関及び同項ただし書に規定する指定都市に置かれる地方社会福祉審議会を都道府県児童福祉審議会とみなして、同法第三十三条の十二第一項及び第三項、第三十三条の十三並びに第三十三条の十五第一項、第二項及び第四項の規定を適用する。

658 (略)

(児童福祉に関する事務)

第七十四条の四十九の二 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定により、同項の中核市(以下「中核市」という。)が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、都道府県が処理することとされている事務(次に掲げる事務を除く。)とする。この場合においては、次項及び第三項において準用する第七十四条の二十六第三項、第四項、第五項前段及び第六項において特別の定めがあるものを除き、同法及び同令中都道府県に関する規定(次に掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市に適用があるものとする。

1510 (略)

(新設)

11517

(削る)

十九(二十四) (略)

2 (略)

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の第二項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第三十三条第五項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項」とあるのは「第四十六条第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第十八条第一項及び」と、同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童

十八 児童福祉法第四十七条の規定による縁組の承諾の許可に関する事務

十九(二十四) (略)

2 (略)

3 第七百七十四条の二十六第二項から第四項まで、第五項前段、第六項及び第八項の規定は、中核市について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七百七十四条の四十九の第二項」と、同条第三項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「第五項」とあるのは「同条第三項において準用する第五項」と、同条第四項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第二項の場合」と、「前項」とあるのは「同条第三項において準用する前項」と、同条第五項前段中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第三項」とあるのは「同条第三項において準用する第三項」と、「第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第四十六条第四項」とあるのは「第四十六条第四項」と、同条第六項中「第一項の場合」とあるのは「第七百七十四条の四十九の二第一項の場合」と、「第十条第二項及び第三項、第十八条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第十八条第一項及び」と、同条第八項中「第二百五十二条の十九第二項」とあるのは「第二百五十二条の二十二第二項」と、「児童福祉法第三十四条の四第一項の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業についての

養育事業についての都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

都道府県知事の質問等に関する規定、同法第三十四条の五の規定による児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業の制限又は停止についての都道府県知事の命令に関する規定、同法」とあるのは「児童福祉法」と、「児童福祉施設」とあるのは「第七十四条の四十九の二第一項に規定する特定児童福祉施設」と読み替えるものとする。

○厚生労働省令第百五十七号
民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

厚生労働大臣 小宮山洋子

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う

厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働

省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号二を次のように改め

る。

二 役員が未成年者で職業紹介事業に関し

営業の許可を受けていない場合にあつて

は、次に掲げる場合の区分に応じ、それ

ぞれ次に定める書類

(1) 当該役員が法定代理人が個人である

場合 当該法定代理人の住民票の写し

及び履歴書

(2) 当該役員が法定代理人が法人である

場合 当該法定代理人に係るイからハ

までに掲げる書類（法定代理人の役員

が未成年者で職業紹介事業に関し営業

の許可を受けていない場合にあつて

は、当該役員が法定代理人（法人に限

る。）に係るイからハまでに掲げる書類

又は当該役員が法定代理人（個人に限

る。）の住民票の写し及び履歴書を含

む。）

第十八条第三項第二号ロを次のように改め

る。

ロ 申請者が未成年者で職業紹介事業に関

し営業の許可を受けていない場合にあつ

ては、次に掲げる場合の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人であ

る場合 当該法定代理人の住民票の写

し及び履歴書

(2) 当該申請者の法定代理人が法人であ

る場合 当該法定代理人に係る前号イ

からハまでに掲げる書類（法定代理人

の役員が未成年者で職業紹介事業に関

し営業の許可を受けていない場合にあつ

ては、当該役員が法定代理人（法人

に限る。）に係る前号イからハまでに掲

げる書類又は当該役員が法定代理人

（個人に限る。）の住民票の写し及び履

歴書を含む。）

第二十五条の三第三項第四号を次のように改

める。

四 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営

業の許可を受けていない場合にあつては、

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次

に定める書類

イ 当該役員が法定代理人が個人である場

合 当該法定代理人の住民票の写し及び

履歴書

ロ 当該役員が法定代理人が法人である場

合 当該法定代理人に係る第一号から前

号までに掲げる書類（法定代理人の役員

が未成年者で職業紹介事業に関し営業の

許可を受けていない場合にあつては、当

該役員が法定代理人（法人に限る。）に係

る第一号から前号までに掲げる書類又は

当該役員が法定代理人（個人に限る。）の

住民票の写し及び履歴書を含む。）

該役員が法定代理人（法人に限る。）に係

る第一号から前号までに掲げる書類又は

当該役員が法定代理人（個人に限る。）の

住民票の写し及び履歴書を含む。）

様式第一号（第三面）中「イ」の下に「ロ

イ」を加える。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第二条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生

省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号の十三中「委託児童」を「委託児童又

は法第三十一条第二項の規定により引き続き委

託を継続されている者以下この条において「委

託児童等」という。）に、「第四十七条第二項

を、「第四十七条第三項」に、「その児童」を、「そ

の委託児童等」に改める。

第二十四条第一項第一号中「職業」の下に（保

護者が法人であるときは、法人の名称、代表者

の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申

込みに係る児童の居住地）を加え、同条第二項

中「居住地」の下に（保護者が法人であるとき

は、当該申込みに係る児童の居住地。第四項及

び第五項において同じ。）を加える。

第三十六条の二十八第一項中、「第三十三条の

八第二項ただし書」を、「第三十三条の二第一項

ただし書、第三十三条の八第二項ただし書又は

第四十七条第二項ただし書」に改める。

第三十九条第一項中「当該児童」を、「当該児

童等」に改める。

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の

一部改正）

第三条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基

準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部

を次のように改正する。

第九条の三中「入所中の児童」を「入所中の

児童等（法第三十三条の七に規定する児童等を

いう。以下この条において同じ。）」に、「同条第

二項を「同条第三項」に、「その児童」を、「そ

の児童等」に改める。

（検疫法施行規則の一部改正）

第四条 検疫法施行規則（昭和二十六年厚生省令

第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第三号中「住所」の下に（保護者

が法人であるときは、その名称及び主たる事務

所の所在地）を加える。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行

規則の一部改正）

第五条 建設労働者の雇用の改善等に関する法律

施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）

の一部を次のように改正する。

第九条第二項第八号を次のように改める。

八 役員が未成年の場合にあつては、次に掲

げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め

る書類

イ 当該役員が法定代理人が個人である場

合 当該法定代理人の住民票の写し及び

履歴書

ロ 当該役員が法定代理人が法人である場

合 当該法定代理人に係る第二十條第二

項第一号イからハまでに掲げる書類（法

定代理人の役員が未成年の場合にあつて

は、当該役員が法定代理人（法人に限る。）

に係る同号イからハまでに掲げる書類又

は当該役員が法定代理人（個人に限る。）

の住民票の写し及び履歴書を含む。）

第二十條第二項第一号二を次のように改め

る。

二 役員が未成年者で建設業務労働者就業

機会確保事業に関し営業の許可を受けて

いない場合にあつては、次に掲げる場合

の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員が法定代理人が個人である

場合 当該法定代理人の住民票の写し

及び履歴書

(2) 当該役員が法定代理人が法人である

場合 当該法定代理人に係るイからハ

までに掲げる書類（法定代理人の役員

が未成年者で建設業務労働者就業機会

確保事業に関し営業の許可を受けてい

ない場合にあつては、当該役員が法定

代理人（法人に限る。）に係るイからハ

までに掲げる書類又は当該役員が法定

代理人（個人に限る。）の住民票の写し

及び履歴書を含む。）

第二十條第二項第一号ロを次のように改め

る。

ロ 申請者が未成年者で建設業務労働者就

業機会確保事業に関し営業の許可を受け

ていない場合にあつては、次に掲げる場

合の区分に応じ、それぞれ次に定める書

類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人であ

る場合 当該法定代理人の住民票の写

し及び履歴書

○ 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)

改正案	現行
<p>第一条の十三 養育者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条において「委託児童等」という。)に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に關しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第二十四条 法第二十四条第二項(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 保育所における保育を行うことを希望する保護者の氏名、居住地、生年月日及び職業(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申込みに係る児童の居住地)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>② 法第二十四条第二項(就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を除く。)前段に規定する申込書は、保育所における保育を行うことを希望する保護者の居住地(保護者が法人であるときは、当該申込みに係る児童の居住地。第四項</p>	<p>第一条の十三 養育者は、委託児童に対し法第四十七条第二項の規定により懲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>第二十四条 法第二十四条第二項(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。))第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 保育所における保育を行うことを希望する保護者の氏名、居住地、生年月日及び職業</p> <p>二・三 (略)</p> <p>② 法第二十四条第二項(就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えて適用される場合を除く。)前段に規定する申込書は、保育所における保育を行うことを希望する保護者の居住地の市町村に提出しなければならない。</p>

及び第五項において同じ。)の市町村に提出しなければならない。

③～⑤ (略)

第三十六条の二十八 法第三十三条の二第一項ただし書、第三十三条の八第二項ただし書又は第四十七条第二項ただし書の規定により、児童相談所長が、縁組の承諾をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、都道府県知事に、許可の申請をしなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

第三十九条 法第四十七条第一項ただし書の規定により、児童福祉施設の長が、縁組の承諾をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、当該児童等につき判定をした児童相談所長を経て、措置を採つた都道府県の知事に、許可の申請をしなければならない。

一～六 (略)

② (略)

③～⑤ (略)

第三十六条の二十八 法第三十三条の八第二項ただし書の規定により、児童相談所長が、縁組の承諾をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、都道府県知事に、許可の申請をしなければならない。

一～六 (略)

2 (略)

第三十九条 法第四十七条第一項ただし書の規定により、児童福祉施設の長が、縁組の承諾をしようとするときは、次に掲げる事項を具し、当該児童等につき判定をした児童相談所長を経て、措置を採つた都道府県の知事に、許可の申請をしなければならない。

一～六 (略)

② (略)

○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）

改正案	現行
<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に關しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第二項の規定により懲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

○ 里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）

改正案	現行
<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第六条の二 里親は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者（以下この条において「委託児童等」という。）に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に關しその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第六条の二 里親は、委託児童に対し法第四十七条第二項の規定により懲戒に關しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

改正案	現行
<p>第一条 都道府県知事は、児童虐待の防止等に関する法律（平成二十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定に基づき児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の出頭を求めようとするときは、当該保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求める日時及び場所、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、同伴すべき児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二条 児童相談所長及び児童虐待を受けた児童について児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、当該児童虐待を行った保護者について、法第十二条第一項の規定に基づき当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となつた事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該児童の氏名及び生年月日その他必</p>	<p>第一条 都道府県知事は、児童虐待の防止等に関する法律（平成二十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定に基づき児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の出頭を求めようとするときは、当該保護者に対し、出頭を求める理由となつた事実の内容、出頭を求める日時及び場所、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、同伴すべき児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第二条 児童相談所長及び児童虐待を受けた児童について児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、当該児童虐待を行った保護者について、法第十二条第一項の規定に基づき当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となつた事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。</p>

要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 (略)

第四条 法第十二条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項の規定による命令をする理由となつた事実の内容、当該命令を受ける保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項とする。

第五条 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となつた事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日（保護者が法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 (略)

2 (略)

第四条 法第十二条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項の規定による命令をする理由となつた事実の内容、当該命令を受ける保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項とする。

第五条 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となつた事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 (略)